横浜市立小山台中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定 (令和 5 年 2 月一部改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

〈基本となる方向性〉

- (1) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) 特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互に協力し、活動する。
- (4) 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会も実現に努める。
- 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置
 - ① 委員会の構成員

校長、副校長、生徒指導専任、学年主任、学年生徒指導担当教諭、養護教諭、 特別支援コーディネーター

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める(SC、SSW等)

- ② 委員会の運営
 - ・学校いじめ防止対策委員会を常設し、月1回以上、定期的に開催する。
 - ・いじめの疑いがある段階で、直ちに学校いじめ防止対策委員会を開催する。
 - ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、 進捗の管理を行う。
- ③ 委員会の活動内容
 - ○未然防止
 - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
 - ・委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知
 - ○早期発見·事案対処
 - ・いじめの相談、通報の窓口設置
 - ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係 る情報の収集と記録、共有

- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には情報の迅速な共有、関係生徒への聞き取り 調査、アンケート調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の 決定と保護者との連携等について組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と 見直し
- 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処
 - ① いじめの未然防止
 - ・あいさつ運動の推進~生徒の主体的な取組への支援(生徒会活動、横浜こども会議)
 - ・授業づくり、集団づくりの具体的取組
 - ・人権教育、道徳教育、体験活動等の充実(自己有用感の醸成)
 - ② いじめの早期発見
 - ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
 - ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(情報共有の推進)
 - ・定期的なアンケート、教育相談、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
 - ・インターネットを通じたいじめ対処及び情報モラル教育の推進
 - ・保護者、地域、関係機関との連携
 - ③ いじめに対する措置
 - ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
 - ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導と支援
 - ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携
 - ④ いじめの解消

≪少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある≫

- (1) いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること(観察の継続)
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じてないこと(面談等の活用)
- ⑤ 教職員等への研修
 - ・生徒理解研修やカウンセリング研修、事例検討会等の推進
 - ・法制研修(外部研修含む)の推進
- ⑥ 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「栄区地域と学校の協働事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

あいさつ運動・こどもの森運動 横浜子ども会議に向けての取組 (生徒中心の活動)

月	取 組 内 容	
4	年間計画と指導内容等の確認 学校説明会(基本方針説明)	
	職員研修会(いじめの定義・生徒理解研修) 生活アンケート 教育相談①	
5	『いじめ早期発見のための生活アンケート』実施	
	(記名式アンケート・教育相談)	
	Y Pアセスメント実施①(特別支援教育委員会を中心に年間を通して継続)	
6	栄区地域と学校の協働事業(基本方針説明) 学校運営協議会①	
7	人権学習① 横浜子ども会議① (中学校ブロック交流会) 地区懇談会	
8	生活アンケート 教育相談② 横浜子ども会議② (栄区交流会)	
9		
1 0	学校運営協議会②	
1 1	『いじめ防止アンケート』実施 (無記名式アンケート・教育相談)	
	Y Pアセスメント実施② 学校評価実施 人権学習②	
1 2		
	人権週間 いじめ解決一斉キャンペーン 学校運営協議会③	
1	生活アンケート(教育相談)	
2	年間の振り返り 学校運営協議会④	
3	新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会 (月1回・随時)	

※人権学習、道徳学習の年間を通した計画の推進

※生活アンケート、YPアセスメント、教育相談等随時実施

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより 当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 (同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

② 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う (PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。